

## 感染者またはその疑いのある人に関すること

### ■ 傷病手当（雇用保険）

失業保険の受給資格がある人が、病気やけがなどにより15日以上続けて就労することが困難な場合に、基本手当にかわり傷病手当が支給されます。

**所定休日数** 被保険者期間に応じて90日～330日

**給付内容** 離職までの賃金額などに応じて50%～80%

**受給要件** ▷離職前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上あること。倒産、解雇などの場合は、1年間に6か月以上。

▷初回はハローワークに来所して、求人申し込みなどをしていただく必要があります。

**注意事項** 65歳以上の高齢労働者は、保険者期間に応じて30日分または50日分の一時金となります。

問) ハローワーク府中 (☎43-8609)

### ■ 傷病手当金（①健康保険、②国民健康保険・後期高齢者医療など）

疾病などにより療養のため休業した場合で、給与の支払いがないときは、傷病手当金が支給されます。

#### ◎国民健康保険・後期高齢者医療の場合

**対象** 国民健康保険・後期高齢者医療被保険者が給与などの支払いを受けていて次のどちらかに当てはまる人

- ▷新型コロナウイルス感染症に感染した人
- ▷発熱など症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる人

**適用期間** 令和2年1月1日～9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間

※入院が継続する場合などは、最長1年6か月まで。

**必要書類** 事業主の証明書、医師の意見書など

#### 支給期間



#### 支給額

$$\text{直近の継続した3か月間の給与収入の合計を就労日数で割った金額} \times \frac{2}{3} \times \text{療養のために休んだ日数}$$

国民健康保険・後期高齢者医療以外の方は、加入している各保険者にお問い合わせください。

問) ①加入している健康保険などの保険者  
②市民課医療保険係 (☎43-7142) または (☎43-7137)

## 収入減などに関すること

### 生活に困窮している人の給付金、貸付金など

#### ■ 住居確保給付金の支給

失業などによって生活に困窮し、家賃の支払いが困難になった人に対して、一定期間の家賃相当額を支給します。

**対象** 離職、廃業から2年以内または、休業などにより収入が減少し、離職などと同程度の状況にある人

**支給期間** 原則3か月

※求職活動などを誠実にやっている場合は、3か月延長可能。最大9か月まで。

#### 支給要件

▷収入要件…世帯収入合計額が、市民税均等割が非課税となる収入額の12分の1＋家賃額を超えないこと

▷資産要件…世帯の預貯金の合計額が、100万円を超えないことなど

※世帯人数により、上限は異なります。

問) 府中市くらしサポートセンター（府中市社会福祉協議会内・☎46-3334）

#### ■ 生活福祉資金貸付制度の特例貸付

感染症の影響を受け、休業などにより収入が減少し一時的な資金が必要な人や生活の立て直しが必要な人に対し、貸し付けを行います。

##### 緊急小口資金（主に休業された人）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸し付けを行います。

**対象** 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸し付けを必要とする世帯

**貸し付け上限額** 学校などの休業、個人事業主などの特例の場合、20万円以内。その他の場合、10万円以内。

**据置期間** 1年以内

**償還期限** 2年以内

**貸し付け利子・保証人** 無利子・不要

##### 総合支援資金（主に失業された人など）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸し付けを行います。

**対象** 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業などにより生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

**貸し付け上限額** ▷2人以上世帯…月20万円以内 ▷単身世帯…月15万円以内

※貸し付け期間は、原則3か月以内。

**据置期間** 1年以内

**償還期限** 10年以内

**貸し付け利子・保証人** 無利子・不要

問) 府中市社会福祉協議会 (☎47-1294)